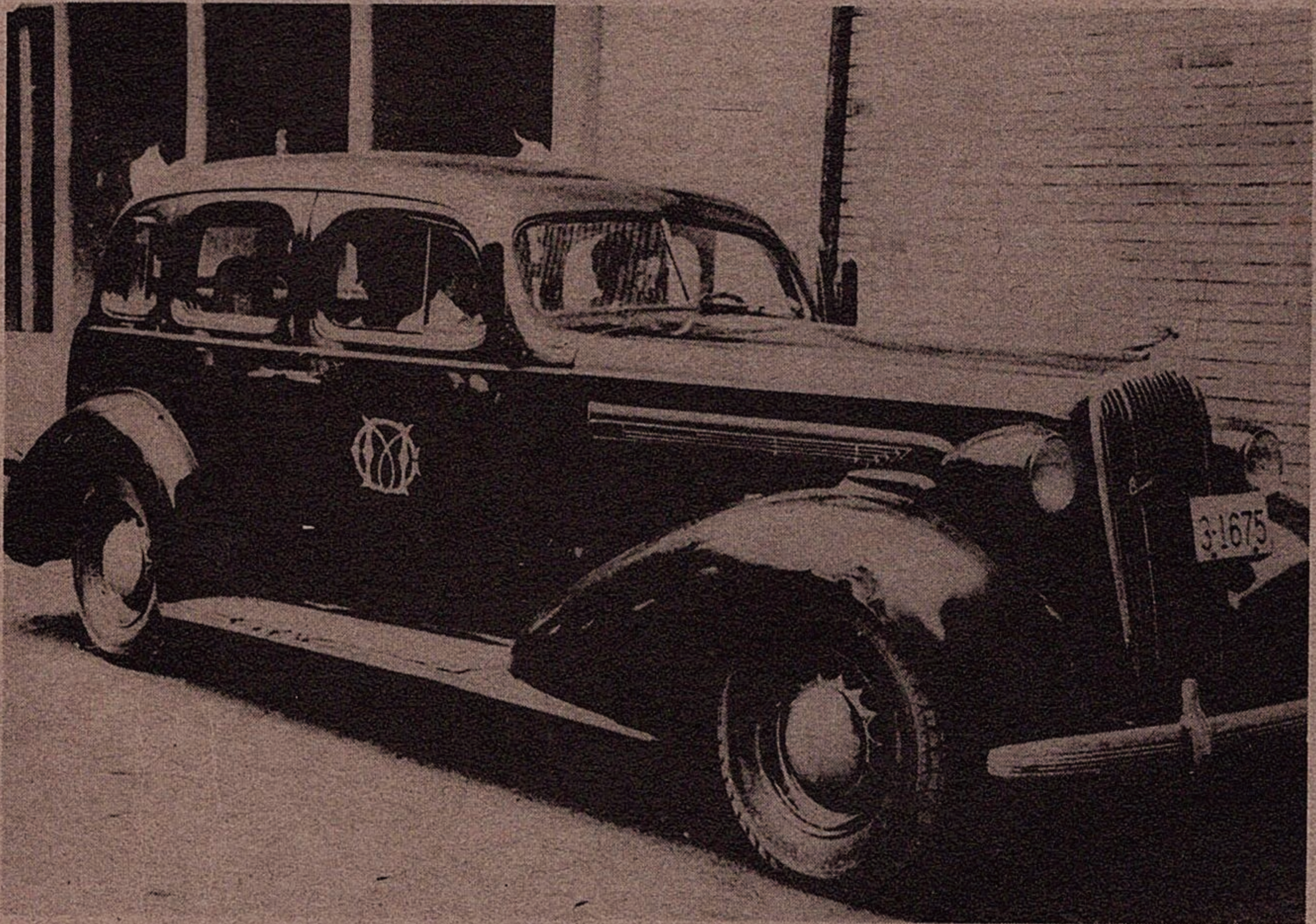


湖北

1984. Jan ⇨ No. 3

明治学院大学自動車部OB会



目 次

OB会長あいさつ.....	2
現状報告（現役）.....	3
OB名簿.....	4
現役住所録.....	40
OB会々則.....	44
編集後記.....	49

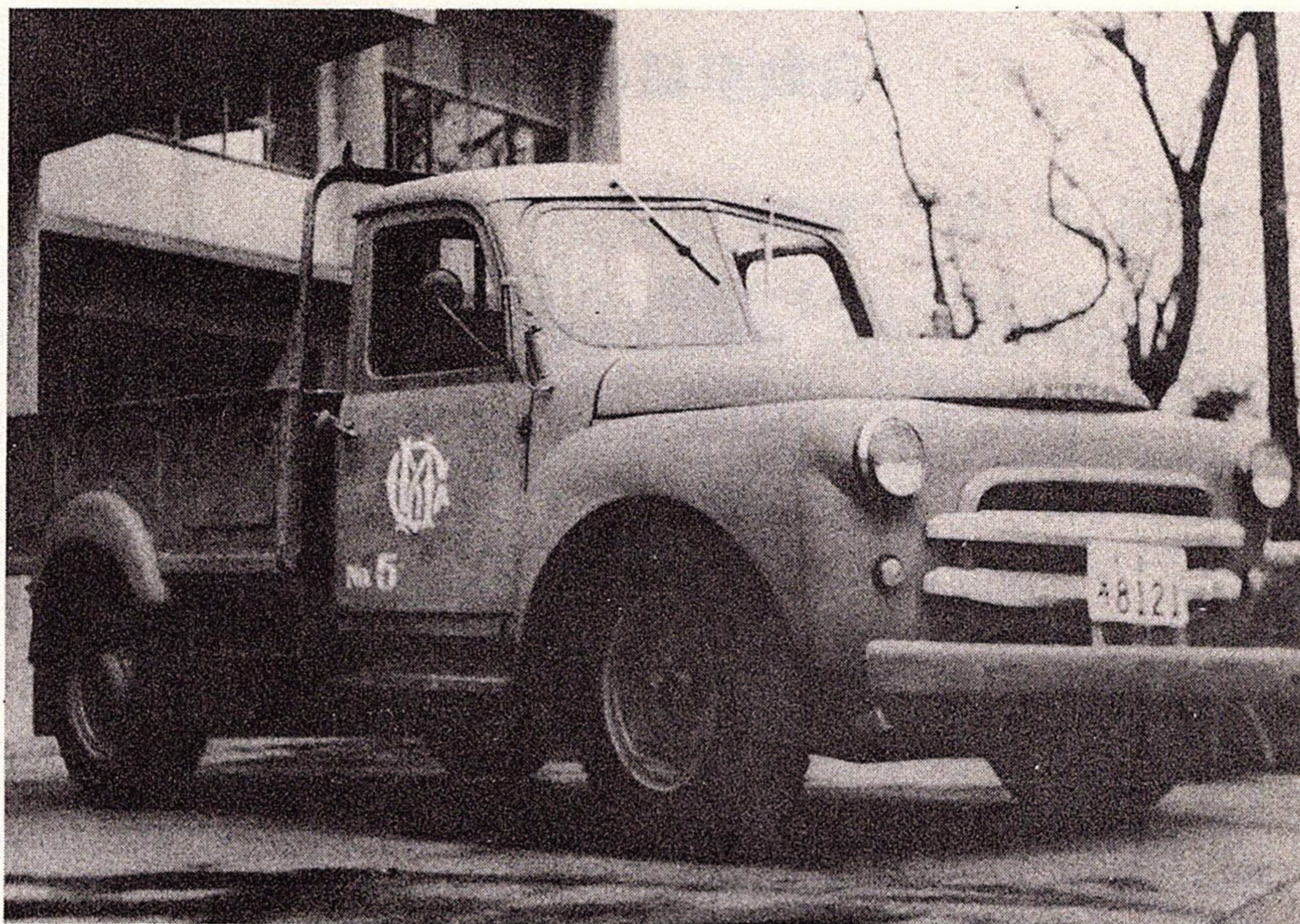
ＯＢ会長挨拶

56年度 福田 稔 徳

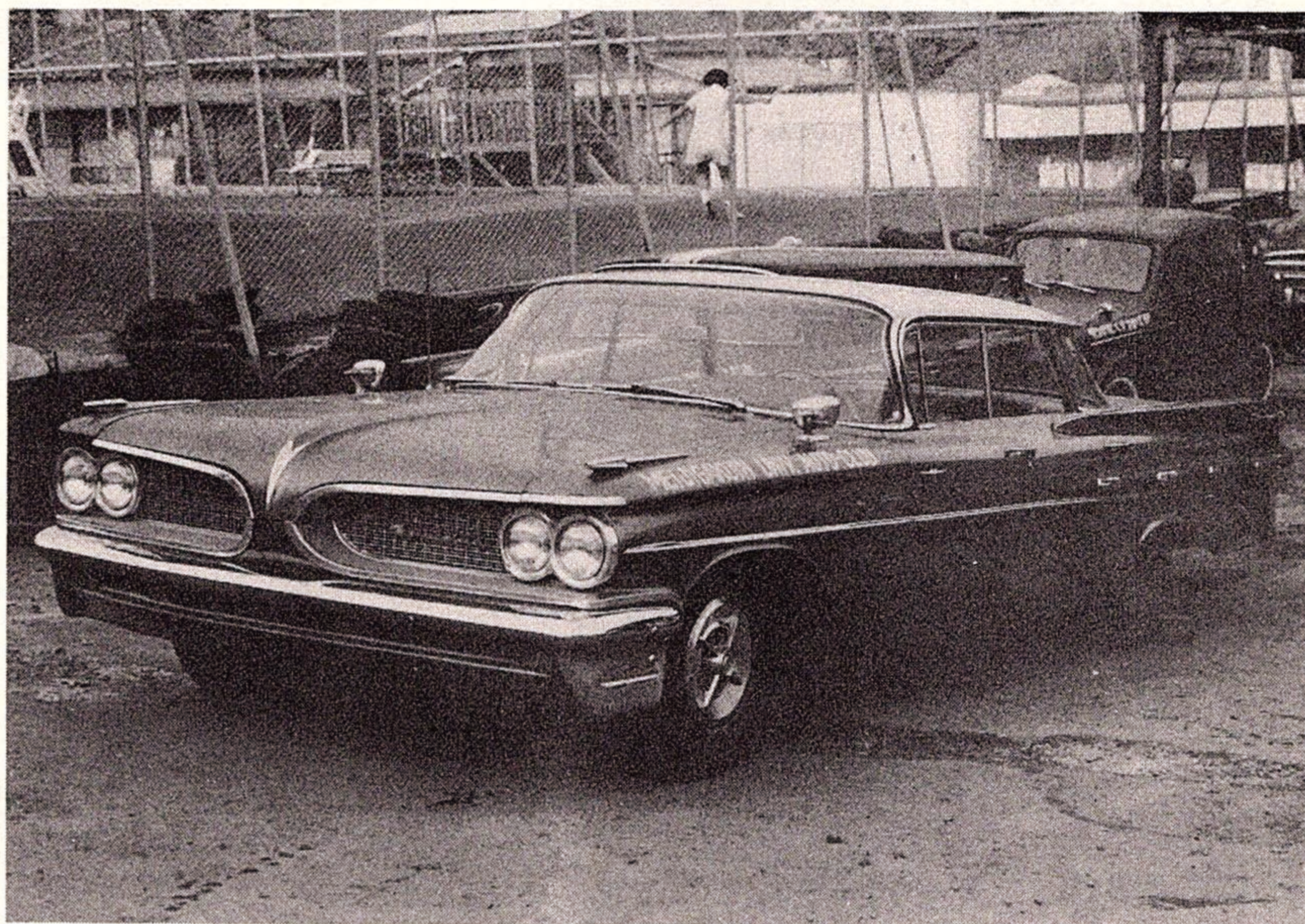
昭和53年に湖北第二号が発行されて以来5年ぶりに第三号を発行させて頂くことになりました。自動車部が同好会として発足してから約28年、ＯＢ会員も202名を数えるほどになり、それぞれ各業界で活躍されておりますが、学生時代と異なり学窓を離れてしまうと同級生でもその所在が不明となることがしばしばあります。湖北第3号発行を機会に再度ＯＢ相互間の理解、親睦を深める為に利用して下さいませお願いいたします。又、ＯＢ会自体としても今後の運用の為に活用致しますので、住所の記入していない会員のある年代幹事の方は、出来得る限り連絡を取り合って後記の責任者の所へ御一報下さる様お願い致します。尚、今回の第3号の発行、今後の連絡、運営等に予算が不足しておりますのでＯＢ会費の納入をして下さる様お願い申し上げます。ＯＢ各位の今後の活躍と健康を念じまして第3号発行の挨拶とさせて頂きます。

自動車部の現状と問題点

車社会の発展と共に、自動車部を取り巻く環境も大きな変化をみせてきた。その中で現在では部員数25名と少人数ながら、昨年度は全関東総合優勝をはじめ、体育会の優秀クラブ賞受賞等、充実した活動を行っている。この様にクラブの主な活動は、学連行事を追う形となるが、他にも夏の遠征や春の新歓ラリーなども行っている。この様にクラブは理想的な状態にあるといえるが、しかし現時点ではクラブが抱える問題点は少なくない。現在最も大きな問題の1つに学院の戸塚移転問題があげられる。この問題は北グラウンドの売却問題等そこから派生する問題も数多い。その中で自動車部はどの様に対処してゆけば良いか、一つの転機に立たされていると言えよう。三十年の長きにわたる自動車部の歴史を糧に問題解決を計るのが現部員に残された課題である。



54年型 プリンストラック



59年型 ポンティアックボンネビル



65年型 ダットサンプルード



72年型 イスズエルフ

「明治学院大学体育会自動車部OB会々則」

(名 称)

第1条 本会は明治学院大学体育会自動車部OB会と称し、本部を明治学院大学体育会自動車部（以下自動車部と云う）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と、社会生活の向上発展を計ると共に、自動車部の技術向上、発展に対して、指導し援助する事を目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、明治学院大学を卒業時に、自動車部の部員であった者にて構成する。（但し上記以外の人でも、役員会の承認を得た者は、この限りにあらず。）

(身 分)

第4条 本会は終身会員とする。（但し役員会で不適格者と認められた者はこの限りにあらず。）

(役 員)

第5条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1 名 |
| 2. 顧問 | 若干名 |
| 3. 会長 | 1 名 |
| 4. 副会長 | 2 名 |
| 5. 幹事長 | 1 名 |

- | | |
|------------------|-----|
| 6. 常任幹事（卒業3,4年毎） | 若干名 |
| 7. 幹事（各年度） | 若干名 |
| 8. 会 計 | 1名 |
| 9. 会計監査 | 2名 |

（役員を選出）

第6条 役員は次の方法により選出する。

1. 名誉会長 会長経験者又はOB会総会の総意により選出された人であること。
 2. 顧問 役員会の推薦による。
 3. 会長 OB会総会の総意により、自動車部創設者、又は長年に亘り本会へ功勞のあった人の中より選出する。
 4. 副会長 常任幹事の中より選出し会長の承認を得る。
 5. 幹事長 常任幹事及、幹事の中より過半数以上の賛成による。
 6. 常任幹事 幹事の中より卒業3,4年毎に選出する。
 7. 幹 事 各卒業年度生の推薦による。
 8. 会 計 幹事長の任命による。（常任幹事、幹事の中より。）
- （書記兼務）
9. 会計監査 会計と同様。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 名誉会長 役員会への助言を行なう。
2. 顧問 役員会への助言を行なう。

1. 会則の改正（補正）事項
2. 会費及び決算に関する事項
3. 役員、幹事の承認
4. その他会長が必要と認める事項

（常任幹事会）（幹事会）

第12条 幹事長は常任幹事会、幹事会を召集し出席者数の過半数により次の事項を審議し決議する。

1. 監督、コーチの承認
2. 現役役員の承認
3. 会報及び会員名簿の作成（但し実務は現役が代行する場合がある）
4. その他本会の目的に従い必要と認める事項

（経 費）

第13条 本会運営の経費は会費及び寄付金をこれにあてる但し会費については別にこれを定める。

（会計年度）

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（支 部）

第15条 本会は役員会又は総会の承認により、本会と目的を同じくする支部を地方に設ける事が出来る。

（会費納入）

第16条 会費の納入は卒業後20年間とし、20年間納入後はOBシニアとし会費納入の責務は負わない。（但しOGの会費納入は卒業後3年間とする）。

会費細則

1. 年会費は 3,000 円, O G 1,500 円とする。

但し会員が夫婦の場合は合計額 3,000 円とする。

2. 納入方法は振込み制とする。

郵便振替口座 東京 9 - 1 2 1 9 4 4

明治学院大学自動車部 O B 会

附 則 1. 本会則は昭和49年 4 月 1 日よりその効力を発生する。

2. 昭和56年 7 月 4 日, O B 総会で, 名誉会長, 常任幹事の
項目を改訂。

編 集 後 記

そろそろ「湖北」第3号を発行しよう、という話が湖北寮25周年記念行事の後に開かれたOB総会に出されました。

目標を57年3月としましたが、37%というOB会費納入状況では、どうすることも出来ず翌年回しとなりました。

ところが、この年は「全関東総合優勝」というたいへん喜ばしい出来事もあり、延期を余儀なくされました。

58年度に入り、福田稠徳会長他たくさんの幹事の方々のご協力により会費も順調に集まり、「湖北」第2号から5年を経て第3号を発行する運びとなりました。

発行にあたりましては、OB会会則をまとめて下さった長野祐三副会長、印刷製本を市価より安く快く引受けて下さった兼田博光氏に深く感謝しております。

尚、今回の名簿上で不明の方々の住所、勤務先等ご存じの方がいらっしゃいましたら下記までご一報下さい。

〒166 杉並区成田東5-22-17

木 村 真 (70年度)

TEL 392-2118

表紙の写真のクルマは36年型ビュイックロードマスターです。

